

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	1-30
許認可等の種類	同一人に対する信用の供与等の承認(加工協)			
根拠法令条例等・条項	水産業協同組合法第96条で準用する第11条の11			
許認可等の概要	水産加工業組合が行う同一人に対する信用供与等限度額を超える特例の承認			
審査基準 (未設定の場合は その理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】水産業協同組合法施行令第10条 法第十一条の十一第一項本文の政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人(当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この条において「同一人自身」という。)が当該漁業協同組合の子会社(法第十一条の六第二項に規定する子会社をいう。)でない場合の次に掲げる者(以下この条において「受信合算対象者」という。)とする。</p> <p>一 同一人自身が会社である場合における次に掲げる者</p> <p>イ 当該同一人自身の子会社</p> <p>ロ 当該同一人自身を子会社とする会社</p> <p>ハ ロに掲げる会社の子会社(当該同一人自身及びイ又はロに掲げる会社に該当するものを除く。)</p> <p>ニ 会社以外の者であって、当該同一人自身の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有するもの</p> <p>ホ 会社以外の者であって、当該同一人自身を子会社とする会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有するもの</p> <p>ヘ ニ又はホに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社(当該同一人自身及びロに掲げる会社に該当するものを除く。)及び当該会社の子会社</p> <p>ト 当該同一人自身、イからハまで若しくはへに掲げる会社(第四項において「合算会社」という。)又はニ若しくはホに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社(イからハまで又はへに掲げる会社に該当するものを除く。)</p> <p>二 同一人自身が会社以外の者である場合における次に掲げる者</p> <p>イ 当該同一人自身がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社(以下この項及び第四項において「同一人支配会社」という。)</p> <p>ロ 当該同一人自身及びその一若しくは二以上の同一人支配会社又は当該同一人自身の一若しくは二以上の同一人支配会社とその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社(イに掲げる会社に該当するものを除く。)</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	未設定(過去に申請実績がないため)			
期間の制定根拠	—			